

4月から1歳にも拡大 ペースデーサポート事業 アンケートへの回答で5万円分の商品券をプレゼント

令和6年4月以降に1歳を迎えるお子さんがいる家庭を対象に、保健相談所から子育てに関するアンケートを送付します。アンケートに回答いただいた家庭に対し、5万円分の商品券をプレゼントします。回答内容により、保健相談所の保健師等が相談に応じます。詳細は区ホームページをご確認ください。

1歳を迎える日およびアンケートを回答した日に江東区に住民登録があるお子さんを養育する世帯
アンケートの送付
お子さんが1歳を迎えた月の翌月中旬から下旬に、対象世帯あてに送付します。



骨髄移植ドナー支援事業 提供者(ドナー)と勤務先に助成金

骨髄等の提供者の増加および骨髄等移植の促進を図るため、助成制度を実施しています。

区内在住提供者とその勤務先事業所
助成額 提供者2万円、勤務先事業所1万円※骨髄等提供のための通院・入院日数(7日上限)1日あたり

お住まいの地域を担当する保健相談所

保健相談所	担当地域
城東保健相談所(大島3-1-3) ☎3637-6521、FAX3637-6651	亀戸・大島・東砂1~3丁目
深川保健相談所(白河3-4-3-301) ☎3641-1181、FAX3641-5557	清澄・常盤・新大橋・森下・平野・三好・白河・高橋・佐賀・永代・福住・深川・冬木・門前仲町・富岡・牡丹・古石場・越中島・千石・石島・千田・海辺・扇橋・猿江・住吉・毛利・木場・東陽・新砂(1丁目1番)・南砂(2丁目1番1号~5号、5番~7番)
深川南部保健相談所(枝川11-8-15-102) ☎5632-2291、FAX5632-2295	塩浜・枝川・豊洲・東雲・有明・辰巳・潮見・青海・海の森
城東南部保健相談所(南砂4-3-10) ☎5606-5001、FAX5606-5006	北砂・東砂4~8丁目・南砂(2丁目1番1号~5号、5番~7番を除く)・新砂(1丁目1番を除く)・新木場・夢の島・若洲

産後ケア事業 宿泊型の利用可能日数を拡充

4月から、赤ちゃんと一緒に助産所等に泊まってケアを受ける「宿泊型産後ケア」について、利用可能日数を3泊4日から4泊5日に拡充します。あわせて、課税世帯の利用料金にかかる軽減措置を開始します。詳細は区ホームページをご確認ください。

1歳までの定期(法定)予防接種 対象者には個別に予診票を送付

区では、定期(法定)予防接種を実施しています。接種時期になったら、お子さんの体調の良いときに母子健康手帳を持参して接種を受けてください。区ホームページでも各予防接種の時期等を掲載しています。

日本脳炎定期予防接種
未接種者は母子健康手帳で確認を

日本脳炎は、接種の勧奨を控えていた期間があり、予防接種を受ける機会を逃していた方がいるため、次の方は特例で未接種分を受けることができます。

平成19年4月1日以前の生まれない方(20歳未満までの間)母子健康手帳で接種履歴を確認し、未接種分がある方はご連絡ください。13歳以上の方については保護者の同伴は不要です。ただし、16歳未満の方は、予診

サービスの種類	①宿泊型産後ケア	②日帰り型産後ケア	③乳房ケア
対象者(江東区に住民票がある方)	産後4か月未満の母親と赤ちゃん		産後1年未満の母親
利用回数	4泊5日まで1回	1回(必要に応じて2回まで)	訪問・外来型のいずれか1回
利用料金(自己負担額)※	1泊2日 8,200円 2泊3日 12,300円 3泊4日 16,400円 4泊5日 20,500円	3,300円	訪問型1,100円 外来型1,100円

※住民税非課税世帯および生活保護世帯は減免制度あり、多胎の場合は利用料金の加算あり

高校・大学進学を支援 学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付

受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、電話でお問い合わせください。

次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のことも(20歳未満)を養育している方
世帯の生計の中心者
世帯収入が一定基準以下(給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある場合は表2参照)
預貯金等資産の保有額が600万円以下
土地・建物を所有していない(現在住んでいる住宅・土地については除く)
貸付対象者および養育している子どもがともに都内に1年以上居住している
生活保護世帯でない
本資金の連帯保証人になっていない
他の公的資金の返済を滞納していない

返済金の対象範囲・金額
学習塾等受講料・学習塾、各種受検対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生、高校3年生等とも上限20万円まで
受験料・高校、大学、専修学校、各種学校の受験料。中学3年生は上限2万7,400円(1校あたり上限2万3,000円)

申請方法等は、区ホームページをご確認ください。なお、MRワクチンの任意接種と再接種はともに予防接種法に基づく接種ではないため、万一健康被害が発生した場合、同法の救済対象とはならず、(独)医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」の対象となります。

保健所保健予防課保健係
☎(3647)5906
FAX(3615)7171

表1 総収入の基準

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般世帯		4,410,000円	5,049,000円	5,737,000円
ひとり親世帯	4,057,000円	4,966,000円	5,772,000円	6,396,000円

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

表2 合計所得金額の基準

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般世帯		3,087,000円	3,599,000円	4,149,000円
ひとり親世帯	2,805,000円	3,532,000円	4,175,000円	4,674,000円

☎(3647)9660
FAX(3647)9663



凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申し込み 問問合先 HPホームページ Eメール